

議第41号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (1) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)別表(㉔)の項
- (2) 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年滋賀県条例第43号)第10条の2第2号
- (3) 滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成19年滋賀県条例第1号)第1条
- (4) 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例(平成3年滋賀県条例第17号)第2条第4号イ
- (5) 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)第3条第2項第1号、付則第2項および別表短期入所の項
- (6) 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成18年滋賀県条例第7号)第1条
- (7) 滋賀県障害者自立支援法第115条の規定に基づく過料に関する条例(平成18年滋賀県条例第8号)第1項および第2項
- (8) 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第9号)第2条および別表障害者支援施設としての業務および短期入所の項

(滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

第2条 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(滋賀県障害者自立支援法第115条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県障害者自立支援法第115条の規定に基づく過料に関する条例の一部を次のように

改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第115条の規定に基づく過料に関する条例

(滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

- (1) 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号
- (2) 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例付則第2項
- (3) 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例第2条

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成26年4月1日から施行する。